

V 介護保険給付に係る費用の見込み等

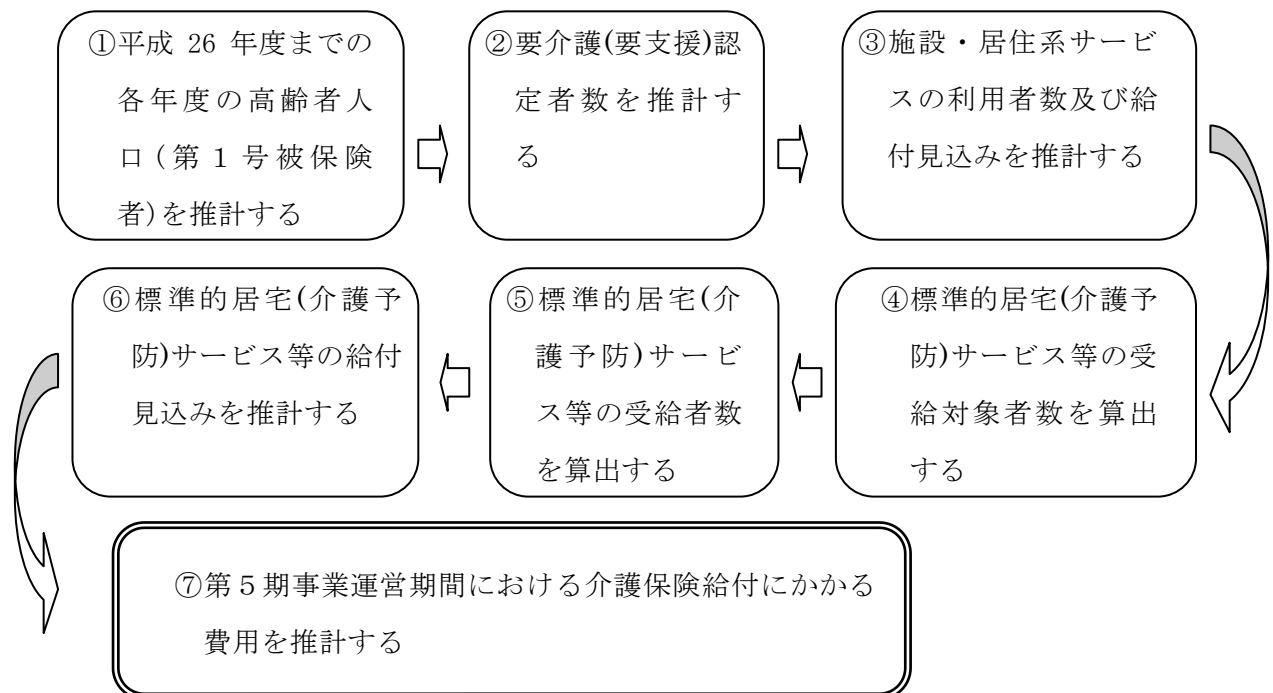
第5期介護保険事業計画（平成24年度～26年度）は、第3期及び第4期介護保険事業計画の策定に際して本市が設定した平成26年度（第5期介護保険事業計画の最終年度）の目標を達成するための最終段階の位置付けとして策定します。

介護保険給付に係る費用の見込みについては、平成26年度までの65歳以上の高齢者人口（*第1号被保険者数）、要介護（要支援）認定者数を推計したうえで、平成26年度における施設サービスなどの利用者数の目標値を設定し、これらの推計値（目標値）と過去の介護保険給付実績等をもとに、第5期事業運営期間の各居宅サービス等の給付見込みを各年度ごとに推計して算出しました。

なお、平成24年度からの保険料額は、計画で見込んだ介護保険給付及び地域支援事業に係る費用をもとに算定しました。

1 介護保険給付に係る費用算定の流れ

国から示されている介護サービス見込み量算出の流れに沿って、次のとおり費用算定を行いました。



*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

2 高齢者人口（第1号被保険者数）の推計

第4期事業計画では、平成17（2005）年国勢調査結果の人口等を基に推計しましたが、第5期事業計画の策定においては、より実態に即した精緻な人口推計を行うために、住民基本台帳及び外国人登録の人口データを基に推計を行いました。

その結果、大阪市における高齢者人口（65歳以上人口）は、平成26（2014）年度には、*前期高齢者（65歳以上75歳未満の高齢者）が34万8,000人、*後期高齢者（75歳以上の高齢者）が30万6,000人となり、合計では65万4,000人と推計しました。

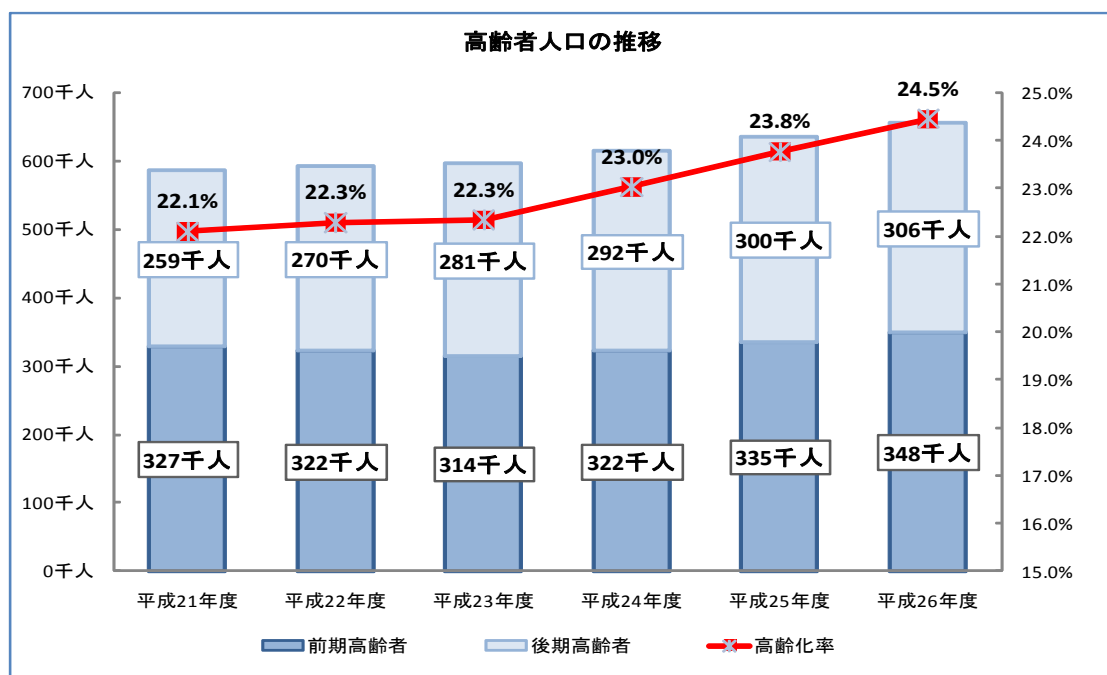
また、高齢化率については、平成26（2014）年度時点で24.5%と推計しました。

	第4期計画期間			第5期計画期間		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
高齢化率	22.1%	22.3%	22.3%	23.0%	23.8%	24.5%
高齢者人口（千人） （第1号被保険者数）	586	592	595	614	635	654
前期高齢者	327	322	314	322	335	348
全体に占める割合	55.8%	54.4%	52.8%	52.4%	52.8%	53.2%
後期高齢者	259	270	281	292	300	306
全体に占める割合	44.2%	45.6%	47.2%	47.6%	47.2%	46.8%

（参考）

40～64歳人口（千人）	862	875	892	892	892	891
--------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

※平成21・22年度は9月末の第1号被保険者数実績。平成23年度は見込数値



*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

3 要介護（要支援）認定者数の推計

本市の認定率は、介護保険制度の普及・浸透に伴って制度開始以来伸び続けてきており、とりわけ、ひとり暮らし高齢者人口の伸び等が今後見込まれることから、引き続き要介護（要支援）認定者数及び認定率の上昇が想定されます。

第5期介護保険事業計画における要介護（要支援）認定者数の推計については、平成21年の要介護認定方法の見直し後の実績を適切に反映させるため、過去1年間の伸び率の推移を基に平成23年度以降の推計を行いました。

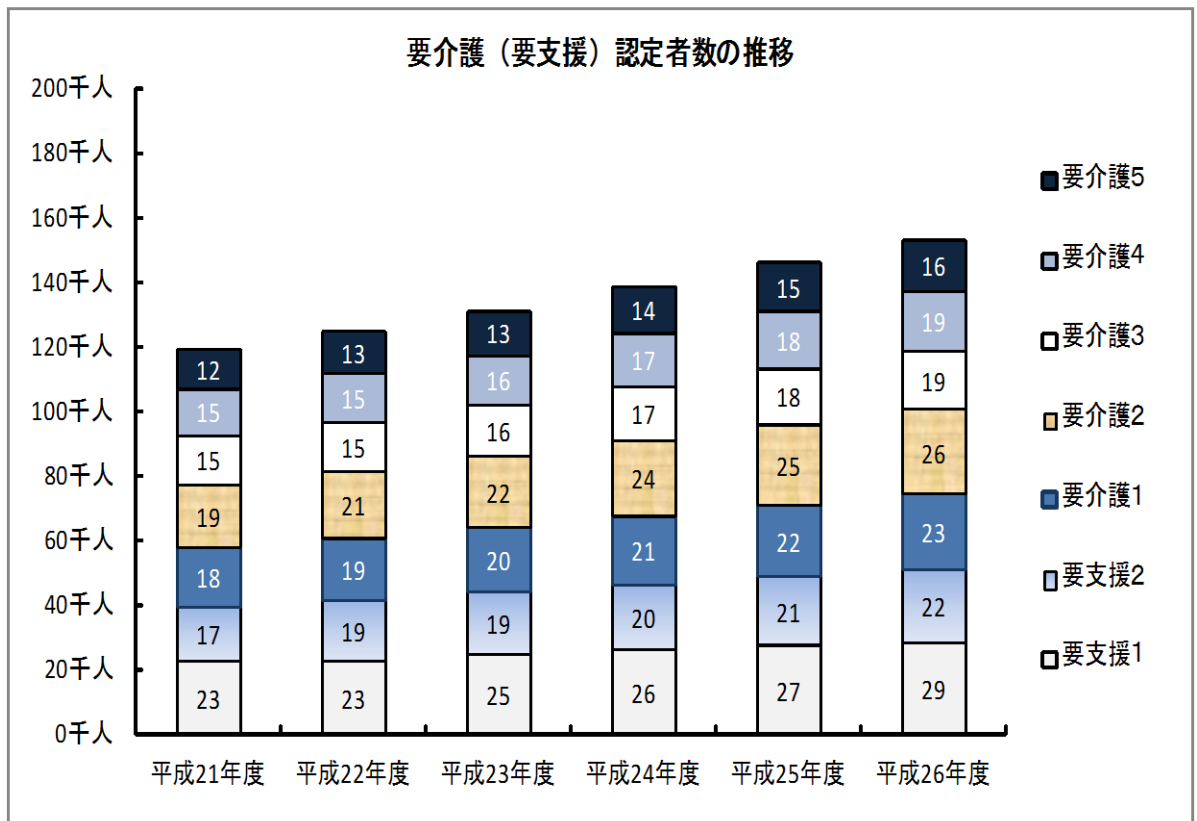
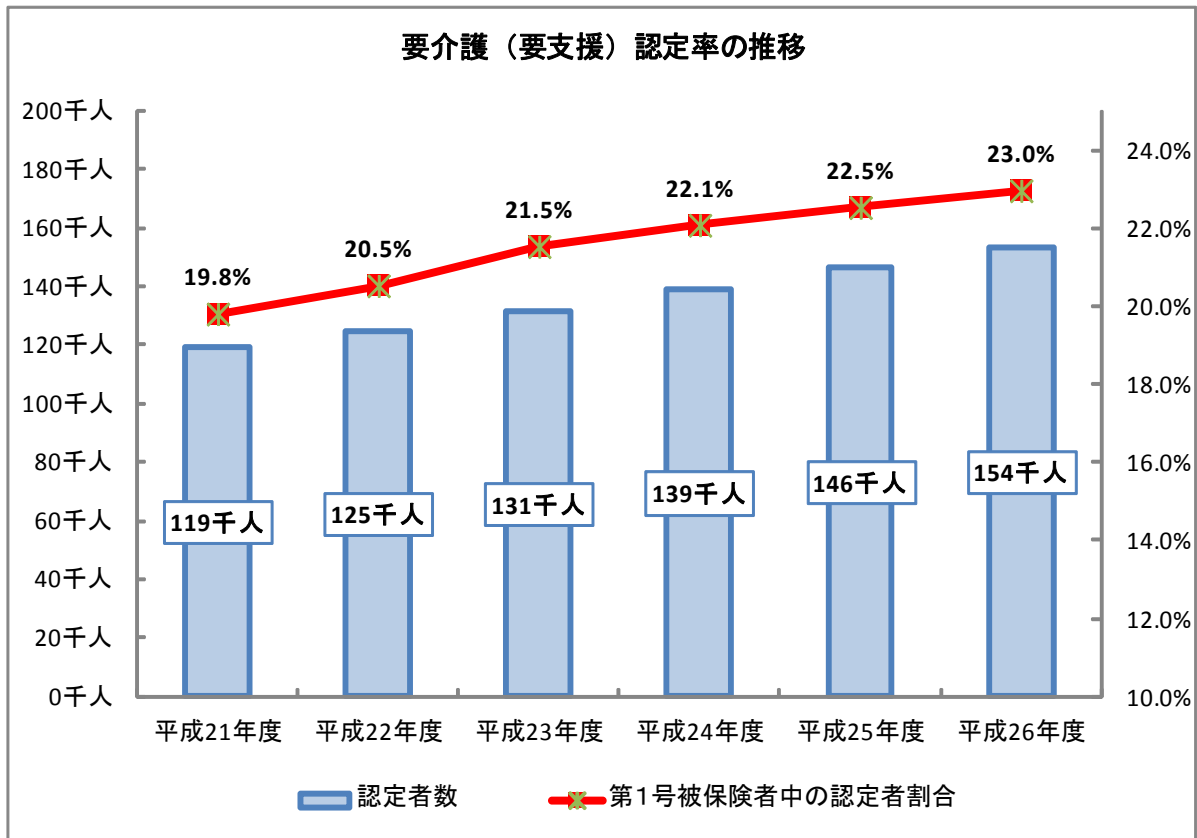
なお、平成18年度から実施した予防給付及び*介護予防事業の効果については、自然体の認定者数にすでに含まれているものとして推計を行いました。

その結果、要介護（要支援）認定者数は平成26年度には15万3,550人となり、*第1号被保険者に占める割合（認定率）は、23.0%と推計しました。

	第4期計画期間			第5期計画期間		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認定者数（人）	119,328	124,881	131,486	139,057	146,425	153,550
要支援1	23,127	22,981	24,973	26,348	27,640	28,853
要支援2	16,770	18,776	19,362	20,433	21,455	22,422
要介護1	18,300	19,189	19,805	20,966	22,096	23,186
要介護2	19,411	20,710	22,374	23,679	24,965	26,216
要介護3	15,307	15,300	15,655	16,587	17,512	18,423
要介護4	14,529	15,159	15,688	16,626	17,558	18,479
要介護5	11,884	12,766	13,629	14,418	15,199	15,971
うち 第1号被保険者	116,056	121,540	128,097	135,661	143,034	150,162
第1号被保険者中の認定者割合	19.8%	20.5%	21.5%	22.1%	22.5%	23.0%

※平成21・22年度は9月末実績。平成23年度は見込数値

*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。



*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

4 施設・居住系サービス利用者数の推計

本市における施設・居住系サービス利用者数については、平成23年度の施設の整備状況及び施設利用者数や入所希望者数、高齢者実態調査（平成22年10月実施）の結果における利用意向などを踏まえるとともに、施設の整備目標数に稼働率等を考慮し、必要な利用者数の推計を行いました。

また、国の基本指針に基づき介護保険3施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む）の利用者数全体のうち要介護4及び要介護5の方の占める割合を70%以上として推計を行いました。

なお、平成23年度末までとされていた療養病床からの転換期限が法改正により平成29年度末までの6年間延長となりました。本市における*介護療養型医療施設の利用者数については、大阪府が実施した療養病床転換意向アンケート調査の結果を基に推計するとともに、療養病床からの転換による介護保険施設等の利用者数の伸びは見込まないこととして推計を行いました。

(単位：人)

	第4期計画期間			第5期計画期間			
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
3施設計	15,852	15,794	16,469	16,954	17,986	18,846	
介護老人福祉施設 ※1	8,872	9,053	9,426	9,673	10,300	10,900	
介護老人保健施設	5,521	5,546	6,061	6,431	6,836	7,136	
介護療養型医療施設	1,459	1,195	982	850	850	810	
介護度別	要介護1	541	612	501	350	186	0
	要介護2	2,083	1,998	2,003	1,959	1,939	1,885
	要介護3	3,707	3,561	3,512	3,376	3,300	3,162
	要介護4	5,137	5,140	5,653	6,142	6,865	7,566
	要介護5	4,384	4,483	4,800	5,127	5,696	6,233
認知症対応型共同生活介護 ※2	1,983	2,202	2,525	2,707	3,105	3,522	
特定施設入居者生活介護 ※1※2	2,859	3,036	3,586	4,099	4,582	5,047	
施設・居住系サービス 計	20,694	21,032	22,580	23,760	25,673	27,415	

利用者数全体
に占める割合
73.2%

※平成21・22年度は実績、平成23年度は見込数値

※1 地域密着型サービスを含む ※2 介護予防サービスを含む

*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

5 標準的居宅（介護予防）サービス等の受給対象者数の算出

標準的居宅（介護予防）サービス等の受給対象者数は、要介護（要支援）認定者数から、要介護度ごとに施設・居住系サービス（介護保険3施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護）の利用者数を減じ、各年度の受給対象者数を算定しました。

(単位：人)

	第4期計画期間			第5期計画期間		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認定者数 (A)	119,328	124,881	131,486	139,057	146,425	153,550
施設・居住系サービス利用者数 (B)	20,694	21,032	22,580	23,760	25,673	27,415
標準的サービス受給対象者数 (A-B)	98,634	103,849	108,906	115,297	120,752	126,135
要支援1	22,908	22,739	24,668	26,000	27,251	28,424
要支援2	16,562	18,599	19,181	20,227	21,224	22,168
要介護1	16,726	17,524	18,134	19,307	20,433	21,542
要介護2	16,251	17,594	19,075	20,280	21,399	22,515
要介護3	10,530	10,594	10,841	11,774	12,583	13,438
要介護4	8,610	9,126	8,950	9,280	9,331	9,393
要介護5	7,047	7,673	8,057	8,429	8,531	8,655

※平成21・22年度の認定者数は9月末実績、サービス利用者数は年度平均値。平成23年度は見込数値

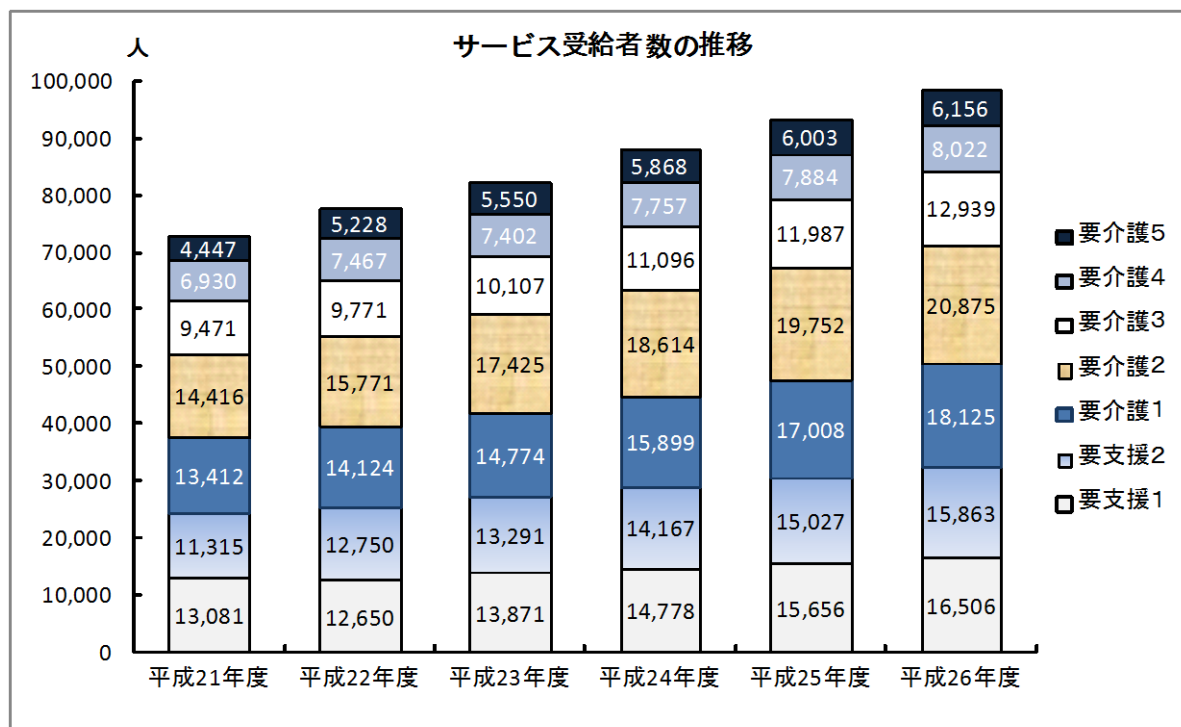
*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

6 標準的居宅（介護予防）サービス等の受給者数の推計

標準的居宅（介護予防）サービス等の必要数を推計するため、過去1年間の受給率実績を踏まえ、適切な標準的居宅（介護予防）サービス等の受給率を設定し、各年度の標準的居宅（介護予防）サービス等の受給者数の推計を行いました。

	第4期計画期間			第5期計画期間		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
受給者数（人）	73,072	77,761	82,420	88,179	93,317	98,486
要支援1	13,081	12,650	13,871	14,778	15,656	16,506
要支援2	11,315	12,750	13,291	14,167	15,027	15,863
要介護1	13,412	14,124	14,774	15,899	17,008	18,125
要介護2	14,416	15,771	17,425	18,614	19,752	20,875
要介護3	9,471	9,771	10,107	11,096	11,987	12,939
要介護4	6,930	7,467	7,402	7,757	7,884	8,022
要介護5	4,447	5,228	5,550	5,868	6,003	6,156

※各年度とも年度平均の推計。ただし、平成21・22年度は実績。平成23年度は見込数値



*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

7 サービス給付見込みの推計

標準的居宅（介護予防）サービス及び地域密着型（介護予防）サービスの各サービスごとの給付見込みについては、過去の実績に基づき各サービス別利用率及び1人あたり利用回数等を介護度別に算出し、各サービスの必要量を推計しました。施設・居住系サービス（「4 施設・居住系サービス利用者数の推計」参照）を含めて、各サービスごとの給付見込みは次のとおりです。

(1) 居宅サービスの給付見込み

	単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①訪問介護	回/週	164,917	183,312	192,366	203,486	211,696	220,274
介護予防訪問介護	人/月	19,109	19,741	21,116	22,503	23,854	25,164
②訪問入浴介護	回/週	1,597	1,682	1,759	1,864	1,919	1,981
介護予防訪問入浴介護	回/週	12	12	12	13	15	15
③訪問看護	回/週	9,149	10,074	10,578	11,250	11,729	12,230
介護予防訪問看護	回/週	685	727	766	816	866	914
④訪問リハビリテーション	回/週	2,945	3,677	3,856	4,126	4,328	4,537
介護予防訪問リハビリテーション	回/週	261	313	332	354	375	394
⑤居宅療養管理指導	人/月	9,463	10,956	11,486	12,281	12,899	13,541
介護予防居宅療養管理指導	人/月	830	843	898	957	1,014	1,070
⑥通所介護	回/週	35,104	39,011	41,145	44,147	46,734	49,390
介護予防通所介護	人/月	5,158	5,631	6,003	6,398	6,782	7,155
⑦通所リハビリテーション	回/週	12,642	13,478	14,194	15,216	16,080	16,975
介護予防通所リハビリテーション	人/月	1,108	1,102	1,170	1,246	1,322	1,394
⑧短期入所生活介護	日/月	32,948	34,694	36,098	38,625	40,475	42,420
介護予防短期入所生活介護	日/月	228	202	217	230	243	257

*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

V 介護保険給付に係る費用の見込み等

	単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
⑨短期入所療養介護	日/月	5,456	5,377	5,607	5,993	6,278	6,576
介護予防短期入所療養介護	日/月	47	62	63	69	69	76
⑩特定施設入居者生活介護	人/月	2,437	2,612	3,076	3,521	3,823	4,226
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	422	414	481	549	614	676
⑪福祉用具貸与	人/月	26,897	29,782	31,370	33,579	35,369	37,217
介護予防福祉用具貸与	人/月	5,022	5,821	6,185	6,590	6,987	7,372
⑫特定福祉用具販売	人/年	9,564	10,285	10,815	11,580	12,216	12,868
特定介護予防福祉用具販売	人/年	3,898	4,184	4,465	4,759	5,044	5,322
⑬住宅改修費の支給	人/年	6,340	7,015	7,382	7,909	8,361	8,822
介護予防住宅改修費の支給	人/年	4,052	4,368	4,668	4,974	5,272	5,563
⑭居宅介護支援	人/月	45,428	48,666	51,380	55,078	58,251	61,498
介護予防支援	人/月	23,871	24,788	26,508	28,248	29,944	31,589

※平成21・22年度は実績。平成23年度は見込数値
下線のサービスは居住系サービス。

(2) 施設サービスの給付見込み

	単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①介護老人福祉施設 (地域密着型介護老人福祉施設含む)	人/月	8,872	9,053	9,426	9,673	10,300	10,900
②介護老人保健施設	人/月	5,521	5,546	6,061	6,431	6,836	7,136
③介護療養型医療施設	人/月	1,459	1,195	982	850	850	810

※平成21・22年度は実績。平成23年度は見込数値

*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

(3) 地域密着型サービスの給付見込み

	単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月				284	568	853
②夜間対応型訪問介護	人/月	143	144	150	161	168	178
③認知症対応型通所介護	回/週	1,908	2,196	2,299	2,472	2,599	2,737
介護予防認知症対応型通所介護	回/週	16	8	9	9	9	10
④小規模多機能型居宅介護	人/月	251	311	442	576	654	732
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	21	30	43	58	68	79
⑤認知症対応型共同生活介護	人/月	1,978	2,197	2,520	2,702	3,099	3,515
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	5	5	5	5	6	7
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	10	29	29	145	145
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	45	47	52	81	139	197
⑧複合型サービス	人/月				27	54	81

※平成21・22年度は実績。平成23年度は見込数値
下線のサービスは居住系サービス。

*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

8 介護保険給付及び地域支援事業に係る費用の見込み

(1) 介護保険給付及び地域支援事業に係る費用
(利用者負担分を除く)の見込み

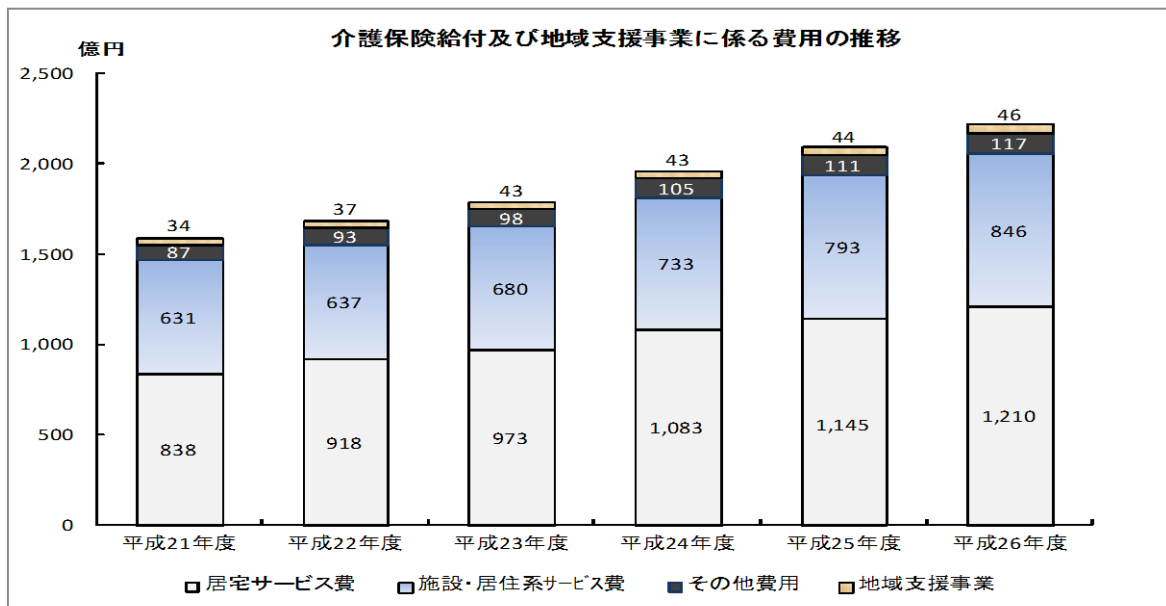
第5期計画期間における各サービスの給付見込みの推計に基づいて、介護保険給付にかかる費用を算定し、その他費用として、高額介護（介護予防）サービス費、審査支払費、特定入所者介護（介護予防）サービス費等を算定しました。

また、*介護予防事業や包括的支援事業等の地域支援事業にかかる費用については、各年度の介護保険給付にかかる費用（審査支払費を除く）の3%が上限とされておりますが、第5期計画では、過去の実績等をもとに各年度の地域支援事業にかかる費用を見込んでおります。

(単位：億円)

	第4期計画期間			第5期計画期間		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護保険給付	1,556	1,648	1,751	1,921	2,049	2,173
居宅サービス費	838	918	973	1,083	1,145	1,210
施設・居住系サービス費	631	637	680	733	793	846
その他費用	87	93	98	105	111	117
地域支援事業	34	37	43	43	44	46

※平成21・22年度は実績数値、平成23年度は決算見込数値



*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

(2) 保険料段階及び保険料率の設定等

第5期介護保険事業計画における保険料段階については、低所得者の負担に配慮し、被保険者の負担能力に応じたよりきめの細かい保険料段階を設定することとし、現在の10段階の保険料段階をさらに多段階化します。

具体的には、「市町村民税が本人非課税で世帯非課税」である現行の第3段階を細分化し、「公的年金等収入＋合計所得金額が120万円以下」の被保険者を対象とした、新たな保険料段階を設定します。

さらに、世帯の年間収入が一定の額以下であるなど真に生活に困窮されている人を対象に、本市が従来から独自に実施している申請に基づく保険料軽減措置についても、世帯の年間収入基準額を緩和し、引き続き実施します。

【保険料段階及び保険料率】

第4期事業運営期間			第5期事業運営期間		
段階	保険料率	基準所得金額	段階	保険料率	基準所得金額
第1	0.50	生活保護の受給者等	第1	0.50	生活保護の受給者等
第2	0.56	世帯非課税 (公的年金等収入＋合計所得金額≤80万円)	第2	0.56	世帯非課税 (公的年金等収入＋合計所得金額≤80万円)
第3	0.75	世帯非課税 (第2段階以外)	第3	0.65	世帯非課税 (公的年金等収入＋合計所得金額≤120万円)
			第4	0.75	世帯非課税 (第2・3段階以外)
第4	0.85	世帯課税 (公的年金等収入＋合計所得金額≤80万円)	第5	0.85	世帯課税 (公的年金等収入＋合計所得金額≤80万円)
第5	1.00	世帯課税 (第4段階以外)	第6	1.00	世帯課税 (第5段階以外)
第6	1.10	本人課税 (合計所得125万円以下)	第7	1.10	本人課税 (合計所得125万円以下)
第7	1.25	本人課税 (合計所得125万円を越え200万円未満)	第8	1.25	本人課税 (合計所得125万円を越え200万円未満)
第8	1.50	本人課税 (合計所得200万円以上400万円未満)	第9	1.50	本人課税 (合計所得200万円以上400万円未満)
第9	1.75	本人課税 (合計所得400万円以上700万円未満)	第10	1.75	本人課税 (合計所得400万円以上700万円未満)
第10	2.00	本人課税 (合計所得700万円以上)	第11	2.00	本人課税 (合計所得700万円以上)

*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

(3) 第1号被保険者(65歳以上)の保険料

介護保険給付に要する費用は、50%を公費(国・府・市)で負担し、残りの50%を保険料(21%を*第1号被保険者の保険料、29%を*第2号被保険者の保険料)で負担します。

(1)で算出した第5期計画期間(平成24年度～26年度)の費用額に基づき算定すると、第1号被保険者の保険料基準額(第6段階保険料)は月額5,897円(現行月額4,780円)となります。

第5期の介護保険料については、サービス利用者の増加や国における*介護報酬の改定(+1.2%)や人件費の地域差を調整するための介護報酬の上乗せ割合の見直しなどの要因により、保険料基準額が上昇しております。

こうしたことから、介護給付費準備基金を全額取り崩すとともに、財政安定化基金を取り崩し、保険料の上昇緩和を図っております。

(4) 介護保険サービスの利用料

介護保険サービスの利用料について、サービスにかかった費用の1割は利用者負担となっておりますが、その額が一定の上限を超えた場合には、越えた金額が高額介護サービス費として申請により給付されます。これに加え、加入する医療保険の世帯内で、医療と介護を合わせた1年間の自己負担が一定の負担限度額を超えた場合、その額を超えた金額が高額医療合算介護サービス費として申請により給付されます。いずれも低所得者については、所得に応じた負担限度額が設定されています。

また、介護保険施設に入所した場合の居住費や食費についても、低所得者については、所得に応じた負担限度額を定め、差額相当分について給付されます。このほか、社会福祉法人が提供する介護サービスについても低所得者に対する軽減措置があります。

引き続きこれらの給付を行いますが、低所得者の負担軽減については、全国で統一した対応が必要であり、低所得者の保険料や利用者負担の減免については、高齢者の所得状況などの実態を踏まえ、介護サービスの利用が制限されることのないよう国において特段の措置を講じることが必要です。

*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。